



# 消費生活相談

相談は  
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）  
TEL 0796・36・1941（直通）  
たじま消費者ホットライン  
TEL 0796・23・1999  
※相談無料で秘密は厳守!!

## 「固定電話が使えなくなる」に要注意！ ～電話契約に関する便乗勧誘～

### 【事例】

自宅に業者が訪れ「2024年にアナログ回線が無くなるので光回線の契約をした方が良い。工事が必要だが、今なら無料でできる」と言われた。よく分からなかったので、曖昧な返事をした。後日「工事日を調整する」と電話があった。契約していないと伝えたが、今日契約書が届いた。

契約はしていない。

### 【ひとことアドバイス】

- 「固定電話やアナログ回線が使えなくなる」といった通信事業者の設備改修に伴う便乗勧誘です。
- 現在予定されている固定電話の設備改修に伴う局内設備切替は、利用者側の手続きや自宅での工事は不要です。利用中の電話機や電話番号はそのまま利用できます。
- 曖昧な返事はせず、不要な場合はきっぱりと断りましょう。

町内で**自営業者を狙った、執拗な光回線契約の勧誘トラブル**が発生しています。店舗契約は消費者保護制度のクーリング・オフができません。曖昧な返事で契約となり、違約金を請求される場合もあるので注意しましょう。

悪質な工事業者に  
注意してください!

